

## 大阪府公有財産台帳等処理要領（案） 新旧対照表

改正案	現行
<p>（その他の資産）</p> <p>第20条 財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。</p> <p>（1）リース資産</p> <p>ア 作成基準第15条第5号に規定する固定資産をいう。</p> <p>イ 登録単位は、契約単位ではなく、個々のリース資産を一の単位とする。<u>なお、これによりがたい場合は、別途、取り扱う。</u> <u>また、資産を2つ以上の部局等で所管せざるを得ない場合は、第3条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>ウ 減価償却は、第16条第1項の規定を準用し、備忘価格を0円として算定し、取得した月から開始する。なお、それ以外の減価償却に係る取扱いは、第16条第2項から第4項及び第6項から第8項の規定を準用する。</p> <p>エ イ及びウ以外に係る取扱いについては、第4条、第5条、第6条、第7条第2項、第9条、第11条、第12条、第15条及び第17条（第2項においては第1号）の規定を準用する。</p>	<p>（その他の資産）</p> <p>第20条 財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。</p> <p>（1）リース資産</p> <p>ア 作成基準第15条第5号に規定する固定資産をいう。</p> <p>イ 登録単位は、契約単位ではなく、個々のリース資産を一の単位とし、当該資産を2つ以上の部局等で所管せざるを得ない場合は、第3条第2項の規定を準用する。</p> <p>ウ 減価償却は、第16条第1項の規定を準用し、備忘価格を0円として算定し、取得した月から開始する。なお、それ以外の減価償却に係る取扱いは、第16条第2項から第4項及び第6項から第8項の規定を準用する。</p> <p>エ イ及びウ以外に係る取扱いについては、第4条、第5条、第6条、第7条第2項、第9条、第11条、第12条、第15条及び第17条（第2項においては第1号）の規定を準用する。</p>